

## 別紙（通知の要旨）

### ○平成23年8月1日付け「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」

#### 1 暫定許容値の設定

##### （1）肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値

400ベクレル/kg（製品重量）

※堆肥、腐葉土を含む

##### （2）飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

###### ① 牛、馬、豚、家きん等用飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）

###### ② 養殖魚用飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

100ベクレル/kg（製品重量）

※製品重量：配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。

#### 2 耕種農家等の対応

##### （1）耕種農家

①暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないこと

②肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること

③自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

④自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

⑤自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

##### （2）畜産農家

①暫定許容値を超える飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと

②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること

③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

④自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること

⑤めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること

(3) 養殖業者

- ① 暫定許容値を超える飼料を養殖魚に使用しないこと
- ② 飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
- ③ 自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- ④ 自らの経営から生じた魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする肥料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等又は畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

(4) 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者（堆肥センター等を含む）

製造した肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること

(5) 飼料の製造業者

製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること

(6) 肥料・土壌改良資材・培土の販売業者

販売する肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること

(7) 飼料の販売業者

販売する飼料が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること

(8) 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者

肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したのものに関する生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること

(9) 飼料又はその原料の集荷業者

飼料の製造業者等に販売する際に、その集荷したのものに関する生産状況等の情報を適切に提供すること

○平成23年7月25日付け「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」の廃止について

1 通知の廃止

平成23年8月1日付け「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」の発出に伴い、本通知を廃止する。

※ なお、平成23年7月25日付け「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」を受け、施用等を自粛していた堆肥等は、平成23年8月1日付け「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」の下記2の事項に基づき、対応することとなる。